

KOCHI

SHIMANTO TOWN

第2次 四万十町行財政改革大綱



平成 24 年 2 月
四万十町

**第2次 四万十町
行財政改革大綱・
実施計画の策定にあたって**



目次

■ 第2次 四万十町行財政改革大綱・実施計画の策定にあたって	1
■ 第2次 四万十町行財政改革大綱	3
1 これまでの行財政改革の取り組み	3
2 第2次行財政改革の基本理念	4
3 基本方針	5
(1) 地域経営の視点に立った行政運営の展開	6
(2) 地域との役割分担を明確にした簡素・効率的でスリムな役場	8
(3) 協働を基本とした地域コミュニティの推進	8
4 第2次行財政改革の重点項目	9
重点項目① 効率的・効果的な行政サービスの提供	9
重点項目② 健全な財政の確保	9
重点項目③ 職員の意識改革	10
重点項目④ 透明性の確保と協働の推進	11
5 目標設定、取り組み期間、推進体制、進行管理及び公表	13

第2次 四万十町行財政改革大綱

1 これまでの行財政改革の取り組み

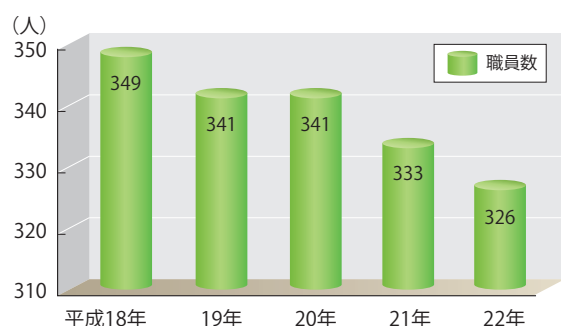
平成18年の3町村の合併を経て平成19年に新町のまちづくりの指針となる「第1次四万十町総合振興計画」を策定しました。計画を推進するにあたり、新町としての行財政運営の仕組みを構築するための「第1次四万十町行財政改革大綱」を策定し、行財政改革の推進に努めてきました。

職員数については、定員適正化計画に基づき実施した退職者数の概ね3分の2不補充等の取り組みにより、普通会計の職員数は平成21年度で対平成18年度比23人の減少、人件費の決算額で8千2百万円の縮減を図ることができました。また、普通会計の町債残高では、繰上償還などの実施により18億5千万円を圧縮、一方で積立基金3億6千万円を増額することもでき、財政指標の改善と後年度負担の軽減を図ることができました。さらに、健全な財政運営を維持しつつ合併効果を最大限活かしたまちづくりを行うため、総合振興計画の主要事業である、ケーブルネットワークシステム、道の駅「四万十とおわ」、小中学校耐震化や消防庁舎整備等のインフラ整備や、子育て支援から高齢者対策までの地域福祉施策の充実、また地域産業の振興など幅広い取り組みを推進してきました。

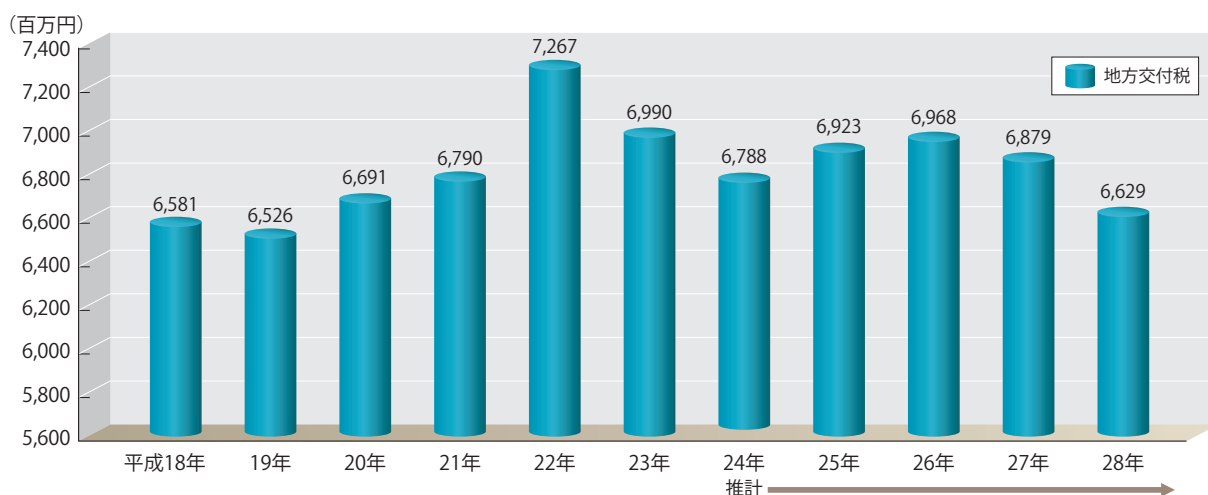
しかし、長引く景気低迷による雇用情勢の悪化などによる町税収入の減少、平成22年の国勢調査による

人口減や合併支援の特例期間経過後の普通交付税の一本算定などにより、大幅な歳入の減少が予想されます。このため、今後も多様化する住民ニーズや社会情勢の変化に柔軟かつ弾力的に対応できる行政体質の改善と健全な財政運営の両立を図ることが必要となります。

■職員数の推移



■地方交付税の推移



2 第2次行財政改革の基本理念

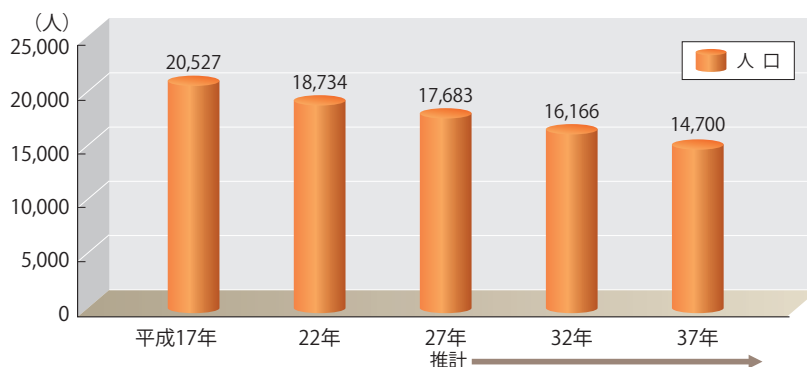
平成18年3月の合併後、四万十町は、全国に知られる清流四万十川の中流域に位置し、総面積642km²の広大な町域に、人口21,000人の自治体として誕生しました。広大な面積を有し集落が点在していることから、地域の自然環境もそれぞれで異なっており、また、社会環境の変化や高齢化等の進行による行政サービスに対する町民ニーズは、より高度で多様なものとなっています。

今後の多様化するニーズに対応した行政サービスを確保するためには、健全な財政を維持しつつ限られた財政環境の下、引き続き「最小の経費で最大の効果を上げる」ことを目標として行政運営に携わって行かなくてはなりません。また、まちづくりのビジョンである「四万十町総合振興計画」を確実に進めていくためにも、行財政改革は手を緩めることなく遂行しなければなりません。

このため、「第2次行財政改革大綱」は将来に責任を持てる行財政基盤の確立を図り、中長期的な視点に立った計画的な改革を着実に推進するため、職員一丸のもと町民のみなさんと知恵を出し合いながら、そのニーズに的確に対応する行政経営システムの整備と健全な財政基盤の確立に向けて取り組むものとします。



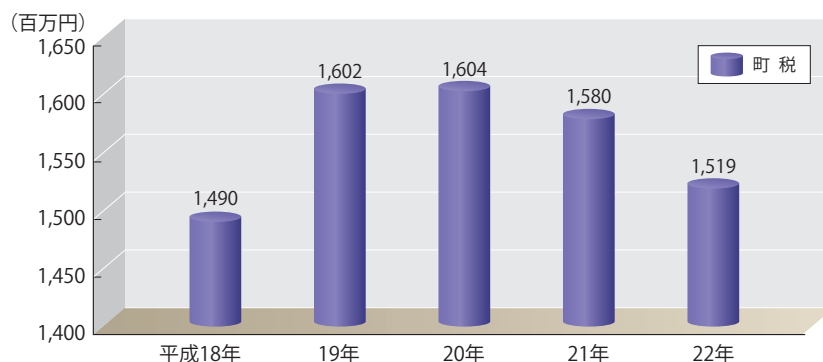
■人口の推移



※実績数値は、国勢調査による数値。

※推計数値は、日本の市町村別将来推計人口(平成20年12月推計): 国立社会保障・人口問題研究所

■町税の推移



3 基本方針

【地域経営の視点に立った行政運営による持続可能な財政の確立】



(1) 地域経営の視点に立った行政運営の展開

厳しい財政状況が続く中で、本町においても行政運営に係るトータルコストの削減を実行する必要があります。一方で今後もますます多様化する住民ニーズや少子高齢化対策など、様々な重要課題にも長期的に応えられる行政運営を行うことが求められています。

このため、国や地方における厳しい財政状況、更には予測困難な社会情勢の時代に健全な財政運営を進めて行くためには、町村合併によるメリットを最大限に活かしながら、先見性をもった財政運営を行っていく必要があります。

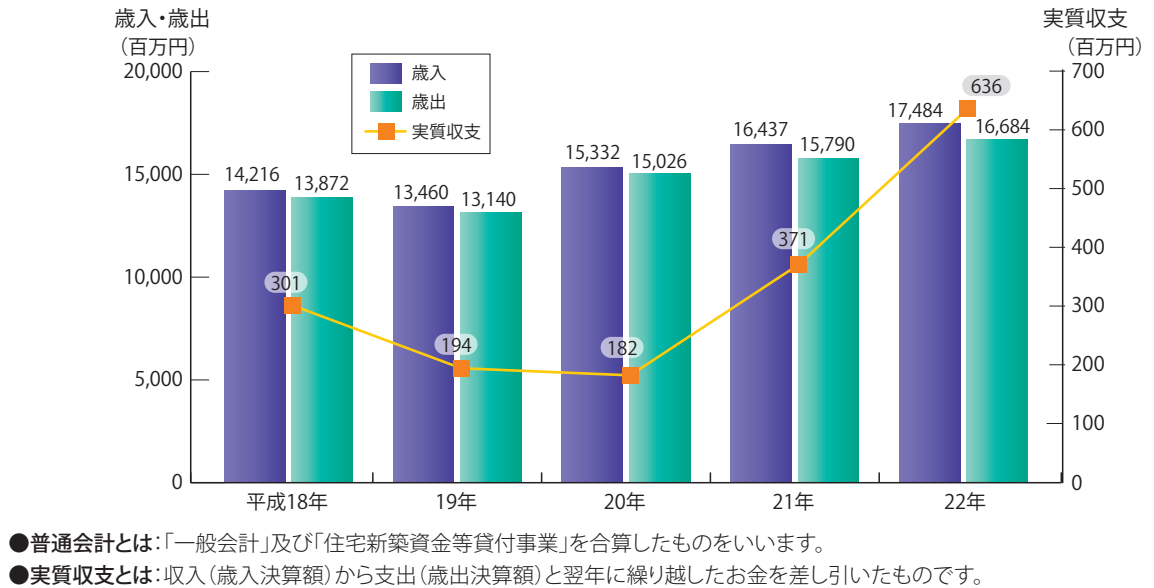
行政も地域経営の視点に立ち、あらゆる検証・管理を行うとともに必要性や役割分担を明確にした事務事業の優先順位など、町民の皆さんと知恵を出し合いながら行財政改革を一層推進して行きます。

また、近い将来確実に発生するとされる東南海・南海地震などの災害への対応や、老朽化した公共施設の改修などに備えた適正な財源を確保するためにも、中・長期的な基金残高の確保が優先すべき財政目標の一つでもあります。

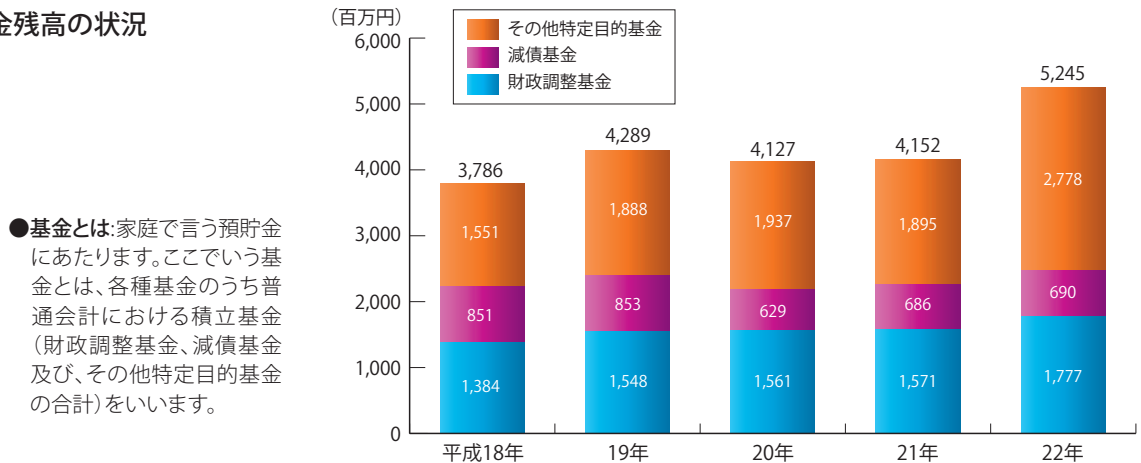
また、限られた財源を最大限に活かし重点施策を確実に推進するためには、町債事業厳選による新規発行債の抑制に努め、財政硬直化の最大要因である高水準の公債費（地方債の元利償還金等）の縮小など、後年度負担の軽減を図る必要もあります。

日本全国に最後の清流として知られる四万十川中流域にある四万十町が、人も自治体も、名実ともに元気でいきいきとしたまちづくりを推進していくため、持続可能な財政運営の確立を目指します。

■普通会計決算の推移

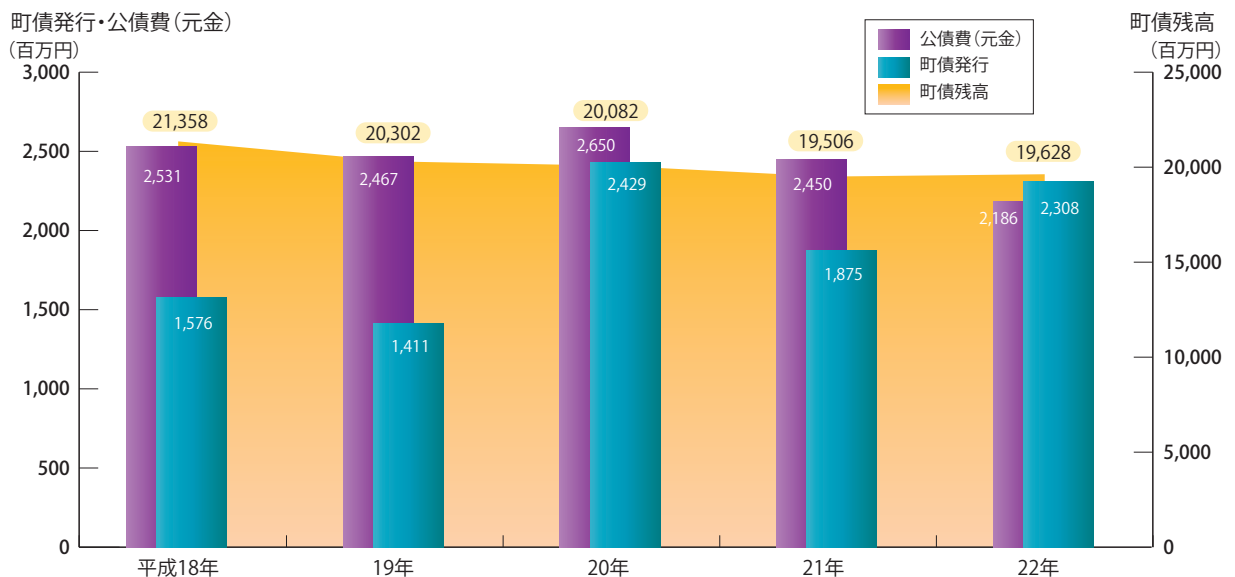


■基金残高の状況



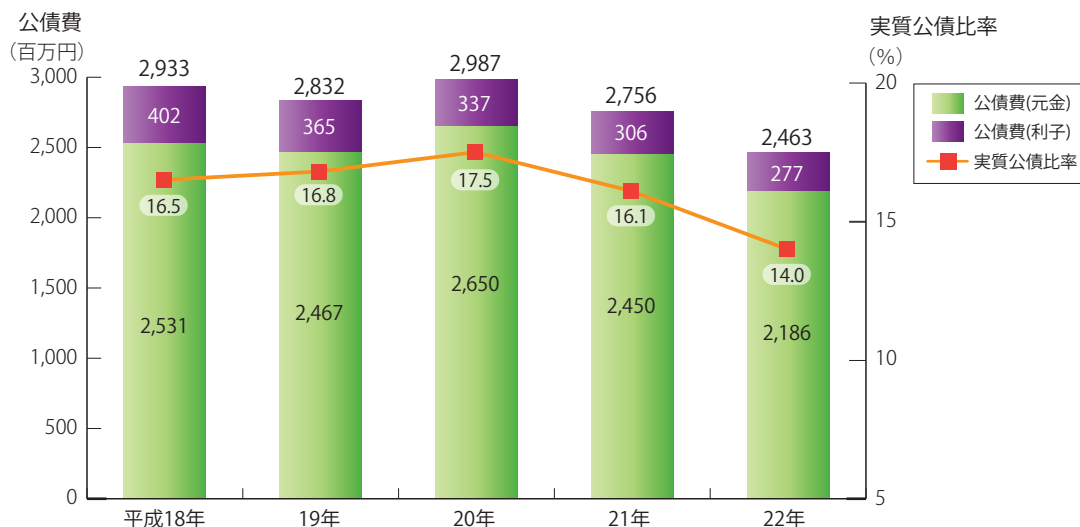
■町債残高、町債発行額及び公債費（元金）の状況

※その年度の返済額に対して、借入金が少なくなれば借入残高が減っていくことをあらわしています。



- 町債とは：地方債、起債ともいい町の借金のことです。家を新築するために住宅ローンでお金を借りることがありますが、これと同様に町債は、学校や道路の建設など多額の費用を必要とするとき、国などから長期に借り入れる資金のことをいいます。
●公債費（元金）とは：町債の元利償還金（がんりしょうかんきん）の元金といいます。

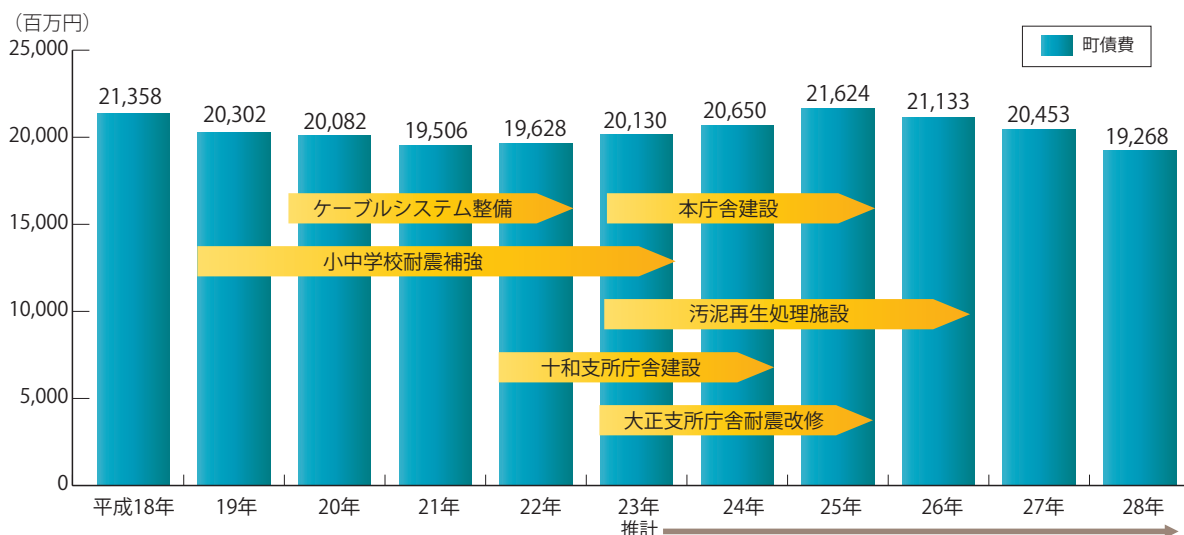
■公債費及び実質公債費率の状況



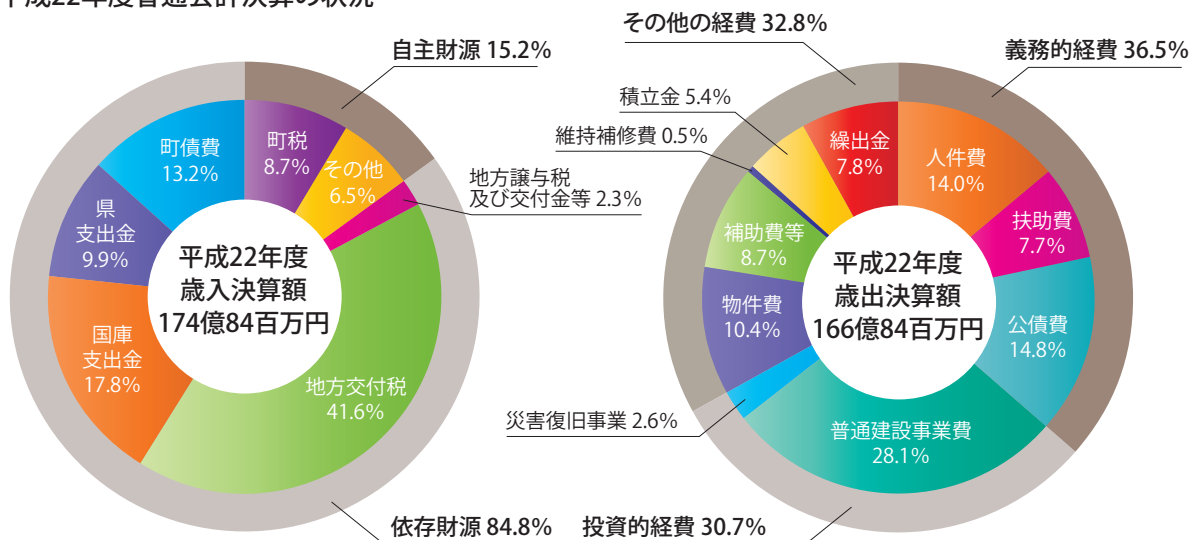
●公債費とは:町が借り入れた借金の返済額にあたるもので、元金と利子を合わせた額となります。

●実質公債費比率とは:自治体の年間の収入に対し、借金返済額が占める割合を示す数値です。実質公債費比率は18%が許可制、25%を超えると原則、地方債の許可が制限されます。

■町債残高の推移(普通会計)



■平成22年度普通会計決算の状況



(2) 地域との役割分担を明確にした簡素・効率的でスリムな役場

社会の成熟と少子高齢化、情報化の急速な進展といった社会構造の急激な変化に伴い、行政に対するニーズはますます多様化し増大する傾向にあります。また、長引く景気の低迷などにより地方を取り巻く財政状況は今後も厳しさが増すものと予想されています。

しかしながら地域住民にとって必要不可欠な公共サービスや社会基盤整備は、自治体が果たすべき責務であり使命でもあります。

本町でも職員の定数管理や職員手当の適正化などの見直し、町債の新規発行抑制、一般管理経費の削減など、組織のスリム化に向け全庁挙げて取り組むのは勿論のこと、地域自治においては町民の積極的な参画による自助・共助・公助の仕組みづくりが形成されるかどうか地域存続の重要な鍵になると考えます。

このため、行政が実施すべきサービス、NPOなどの住民団体の活動や民間企業等多様な実施主体が提供するサービス、外部委託を含めたお互いの役割分担について制度の見直しを含め引き続き積極的に取り組みを進めます。その中で、より地域住民の満足が高まる仕組みを整え、地域において質の高いサービスを提供できる住民組織が自治体経営を支えるパートナーとなって活躍できる体制づくりに取り組みます。

また、財政の健全化を進めつつ、新たな行政課題や多様な町民の行政ニーズに対応するためには、変化に素早く対応できる効率的な組織・機構を構築し、常に見直しを行うなど、柔軟な対応を維持していかなければなりません。

限られた人材を有効かつ相乗効果を上げる組織として活用するためにも、人材の育成に積極的に取り組み、限られた財政環境での行政の効率性、透明性の向上を図ります。

(3) 協働を基本とした地域コミュニティの推進

国は「財政運営戦略」の財政規律の下、経済成長と雇用拡大の実現と悪化した財政の健全化に向け全力を挙げることとし、地域のことは地域に住む住民が責任を持って決めることのできる活気に満ちた地域社会をつくっていく地域主権改革の積極的な推進による新しい国づくりを目指しています。

しかし、その実現には国と地方の対等な関係のもと役割分担を明確にし、地域自らが政策を決定する権限の補償と地域の自立性を高める必要があります。

とはいえ、自立した地域自治を目指し、それぞれの実態に合った、より良いまちづくりを進めていくためには、行政のみならず、町民一人ひとりが自ら自発的かつ自主的に地域や社会の課題に取り組むなど、協働を基本とした地域コミュニティの形成が不可欠です。

町内のそれぞれ異なる主体が目標を共有し、力を合わせて、まちづくりや地域自治を進めていくパートナーとしての支え合いが基盤となります。

そのため、四万十町まちづくり基本条例に基づいて、集落担当職員制度を効果的に活用することで、町民と行政が情報を共有できる環境づくりを推進します。

まず、行政は情報の積極的な提供によって、行政運営での説明責任を果たし、町民との意識の共有を図ります。そうした情報の共有化を進める事によって、すべての町民がまちづくりの主体となり、地域づくりを支援、実行していけるような、提案・協働型の地域社会の実現を目指します。



4 第2次行財政改革の重点項目

重点項目①

効率的・効果的な行政サービスの提供

- 行政評価システムを最大限活用し、町民の視点による見直しで事業仕分けを行う
- 内部組織機構の改革を行い、コスト意識を持って効果・効率的な事業を行う
- 住民自治と地域自治振興の役割を受け持つ「地域自治区」の創設を検討する
- 町内施設の総点検と事務の合理化などを着実に実行する

多様化する町民ニーズや新たな課題に適切に対応していくためには、町民の視点に基づく企画と事業成果を意識した行政評価システムの質を更に向上させ、事業の効果が上がっているか、どこに問題があるかなどをしっかりと検証し、次の施策などにつなげていきます。

また既存の事業についても、「行政が行う業務」、「民間でできる業務」、「縮小・統廃合できる業務」など、ユーザーである町民の視点により事業仕分けを行っていく必要があります。

そこで、合併効果を最大限に活かし、限られた財源を有効的に活用するべく、事務事業の再編・廃止などを進め、内部組織機構の改革を行うとともに、コスト意識を持って効果・効率的な事業を行う仕組みづくりを進めます。

行政と町民の協働、自助・共助・公助の仕組みづくりの中で、住民自治と地域自治振興の役割を受け持つ「地域自治区」の創設に向け検討を進めます。また、行政経営の視点から効果的な運営と、施設に求められる住民ニーズに対応するため、町内の施設の総点検を実施し、管理運営の統合や施設機能の転換等を行い、既存施設の有効活用が図れるように進めます。

具体的な 方 策

- | | |
|--------------------|-----------------|
| 1 業務の進捗管理及び評価 | 6 遊休施設の見直し |
| 2 アウトソーシングの推進 | 7 再編計画の進捗管理 |
| 3 広域行政の推進・見直し | 8 農作物の供給及び加工の促進 |
| 4 内部組織機構の改革 | 9 関連施策の連携 |
| 5 第三セクター及び指定管理の見直し | |

重点項目②

健全な財政の確保

- 行政組織を集約し、職員数の削減と定員適正化を進める
- 行政コストの縮減に努め、町自らの内部努力の徹底
- 新規町債発行抑制や、合併特例債事業の有効活用についても精査
- 町税、貸付金及び使用料等の未収債権の解消

本町では、厳しい財政状況や社会経済情勢の変化等を踏まえつつ、合併の効果を最大限に活かすため、行政組織を集約することで職員数の削減に取り組むとともに、定員適正化計画に基づいて、引き続き業務の民間委託や非常勤職員等の活用、事務の合理化などを着実に実行します。

また、町税、国民健康保険税、介護保険料、水道使用料、住宅新築資金貸付金、町営住宅使用料、給食費、保育料等の多額の未収額が解消されていないことから、関係各課が連携して対応する組織体制を構築し、未収債権の解消を図ります。

これによって全庁的な未納対策について協議・検討するとともに、収納率の向上を強力に進め、税負担の公平性、受益者負担の適正化を図り、自主財源の確保に努めます。

さらに、最小のコストで最大の行政効果が発揮できるよう、人件費、管理事務費などについて、なお一層の合理化を図るとともに、業務の効率化や経費の節減、民間委託の推進など行政コストの縮減に努め、町自らの内部努力の徹底を図ります。

また、投資的事業については優先度や緊急度、事業効果等について点検のうえ事業の選択と財源配分を行うことで、新規町債の発行を極力抑制し、合併特例債事業の有効活用についても精査を行い実施して行きます。

具体的な 方 策

- | | |
|--------------|---------------------|
| 1 職員数の適正化 | 6 町債の適正運用 |
| 2 人件費の適正化 | 7 投資的経費の見直し |
| 3 町税等の収納確保対策 | 8 公営事業会計(特別会計等)の健全化 |
| 4 その他の歳入確保対策 | 9 支援団体の経営健全化 |
| 5 コスト削減の徹底 | 10 公会計制度 |

重点項目③

職員の意識改革

- 「人材育成基本方針」に基づき、「研修制度」、「人事制度」、「職場づくり」により職員意欲の向上と組織の総合力を高め町民満足度向上を目指す

平成21年度に策定した「人材育成基本方針」に基づき、職員一人ひとりの意欲の向上を図るとともに、その能力や可能性を引き出すことで、組織としての総合力を高め、町民満足度を高める職員像を目指します。

そのためには、能力を引き出し高める「研修制度」や、やる気を高めて人を活かす「人事制度」、人を育て活力を生み出す「職場づくり」を一体として、取り組みそれぞれの施策を着実に実行し、人材育成と活用を進めていきます。

またそうした人材育成の成果が、町民からみて一定の向上が見られるかどうかについても満足度調査等を検討します。

情報公開条例の制定により公文書は、町民と行政との共有財産となっており、情報公開を行う必要があります。しかし、3町村の合併に伴い文書管理方法の運用形態に違いがあることから、今後ファイリングシステム※の導入も検討しています。

現在は、職員数の減や業務が煩雑・複雑化し、一人ひとりの業務量が増え、業務向上と業務効率化が急務となっています。更に職員は、数年のサイクルで人事異動が行われるため、後任者に確実に業務内容を引継ぐ必要があります。

そのためには、オフィス環境改善(5S:整理・整頓・清掃・清潔・しつけ)活動の推進や引継ぎの運用方法について明確化し、継承していく必要があります。

具体的な 方 策

- | |
|--------------|
| 1 人材育成の推進 |
| 2 人事管理のシステム化 |
| 3 文書管理のシステム化 |

※ファイリングシステムとは:必要な文書(情報)を誰でもが迅速に探し出して活用が出来る文書管理するシステムです。

重点項目④

透明性の確保と協働の推進

- 町民の視点に立った町政の確立のため積極的な情報公開を進める
- 行政の透明化を図り町民との信頼関係を築く
- より多くの町民が積極的に町政に参画できる仕組みと環境づくりに取り組む
- 自助、共助、公助の役割分担と相互の連携

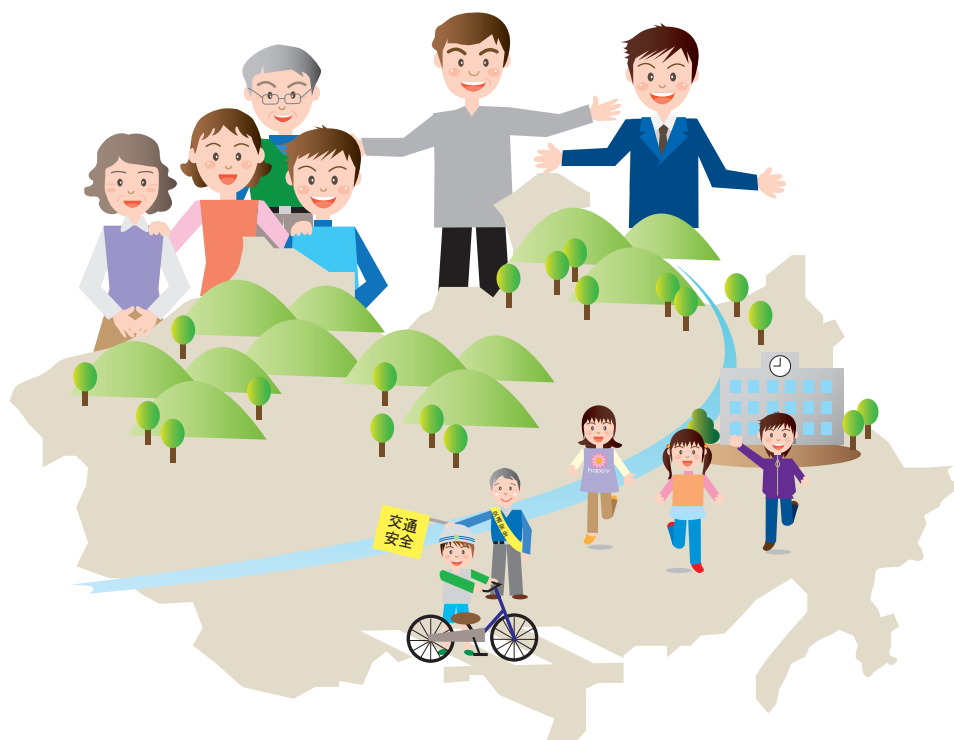
町民の視点に立った町政の確立は、行政のみの力で達成できるものではなく、町民の積極的な町政参画によってこそ実現できるものです。

そのためには、広報・公聴業務の充実を図り、意見公募手続きの手法を取り入れながら積極的な情報公開を進めるとともに、行政の透明化を図り、町民との信頼関係を築きながら、より多くの町民が積極的に町政に参画できる仕組みと環境づくりに取り組みます。

風水害や大規模災害などの自然災害に迅速に対応するために、「自らの身は自分で守る“自助”」、「地域を守る“共助”」、「行政機関や公共企業による“公助”」の役割分担と相互の連携のもと、町全体で防災対策に取り組むことで、想定される被害の減災に向けて取り組みます。

具体的な 方 策

- | | |
|-------------|-------------|
| 1 地域・団体との協働 | 4 危機管理体制の確立 |
| 2 行政の透明性の確保 | 5 環境の取り組み |
| 3 情報化の推進 | |



四万十町 総合振興計画

山・川・海 自然が 人が元気です 四万十町

実現に向けて!

行財政改革大綱

基本方針

- (1) 地域経営の視点に立った行政運営の展開
- (2) 地域との役割分担を明確にした簡素・効率的でスリムな役場
- (3) 協働を基本とした地域コミュニティの推進

重点項目

① 効率的・効果的な行政サービスの提供

② 健全な財政の確保

③ 職員の意識改革

④ 透明性の確保と協働の推進

具体的な方策

- ① 業務の進捗管理及び評価
- ② アウトソーシングの推進
- ③ 広域行政の推進・見直し
- ④ 内部組織機構の改革
- ⑤ 第三セクター及び指定管理の見直し
- ⑥ 遊休施設の見直し
- ⑦ 再編計画の進捗管理
- ⑧ 農作物の供給及び加工の促進
- ⑨ 関連施設の連携

- ① 職員数の適正化
- ② 人件費の適正化
- ③ 町税等の収納確保対策
- ④ その他の歳入確保対策
- ⑤ コスト削減の徹底
- ⑥ 町債の適正運用
- ⑦ 投資的経費の見直し
- ⑧ 公営事業会計(特別会計等)の健全化
- ⑨ 支援団体の経営健全化
- ⑩ 公会計制度

- ① 人材育成の推進
- ② 人事管理のシステム化
- ③ 文書管理のシステム化

- ① 地域・団体との協働
- ② 行政の透明性の確保
- ③ 情報化の推進
- ④ 危機管理体制の確立
- ⑤ 環境の取り組み



5

目標設定、取り組み期間、推進体制、 進行管理及び公表

目標設定

第2次行財政改革の着実な実行を図るため、出来るかぎり解りやすい目標を設定します。

また、次の指標については、重点目標と位置づけて取り組み、全庁的に行財政改革に取り組んでいくとともに、より解りやすい住民への情報公開に取り組めます。

【重点目標】

①財政指標（経常収支比率、実質公債比率）

②公債権及び私債権の収納率

（公債権：町税、国民健康保険税、保育料、後期高齢者医療保険料、介護保険料、下水道・農業集落排水使用料）

（私債権：簡易・上水使用料、住宅新築資金貸付金、町営住宅使用料、学校給食費、奨学資金貸付金）

③職員数

期 間

本大綱及び実施計画の計画期間は平成24年度から平成27年度までの4年間とします。

推進体制

行財政改革の推進に関しては、四万十町副町長以下、課長級職員で組織する「四万十町行政改革推進本部会」を中心として全職員が一致協力して取り組んでいきます。

また、毎年度の進捗管理を実施し、町政に優れた見識を有する委員で組織する「四万十町行政改革推進委員会」において、取組状況の検証・審議を実施していきます。

進行管理 及び公表

行財政改革の実行にあたっては、行財政改革の実施計画を策定するとともに、各年度の取り組みに対して、優先度や目標設定による進行管理を徹底するとともに公表を行います。

また、未達成項目については、原因を明確にするとともに、見直し方法についても検証します。